

経済産業省令第十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第二項第一号の規定に基づき、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 赤松 広隆

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）を次のように改正する。

第一条第一項の表中「経済産業大臣の」を「経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして」に改める。

様式第二の二を次のように改める。

様式第2の2（第1条関係）

電気関係学科科目別授業内容及び履修単位明細書

科目区分	学 科 目		単位数	時間数	学 科 目 の 概 要
電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの	第一欄	小 計			
			第二欄		
	小 計				
		計			
	第一欄				
		小 計			
発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに					

電気法規に関するもの		第二欄				
電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの	小計	第一欄				
		小計				
	第二欄					
		小計				
	計					

電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの	第一欄				
	小計				
		第二欄			
	小計				
		計			
電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの	第二欄				
	計				

備考 1 単位数は、学年別及び学期別に記入すること。

2 第一欄、第二欄の別は、別に告示で定める授業内容の第一欄、第二欄の区分によること。

3 それぞれの科目区分に該当する学科目は、別に告示で定める科目区分ごとの授業内容のものとする。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に改正前の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定による認定を受けている者は、この省令による改正後の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定による認定を受けた者とみなす。